

地方公共団体による被害者支援の意義と課題—犯罪被害者支援条例の分析を中心として

慶應義塾大学法学部 太田達也

- I 本稿の目的
- II 地方公共団体による被害者支援の意義
- III 犯罪被害者支援条例の展開と批判的考察
- IV 犯罪被害者支援条例の方向性と課題
- V 今後の展望

要旨

本稿は、地方公共団体による犯罪被害者支援の在り方を犯罪被害者支援条例の制定という観点から論じたものである。

従来の「国」による被害者支援は、犯給制度を除くと、刑事手続における二次被害の防止や法的地位の向上という「消極的支援」に止まり、民間の被害者支援団体が行う支援も相談・カウンセリング・付添いなどが中心とならざるを得ないが、被害者の立ち直りには保健・福祉・住宅・教育・保育・雇用といった生活全般における「積極的支援」が不可欠であることから、犯罪被害者等基本法が制定された今、これらの公共サービスを担う地方公共団体が犯罪被害者の支援に積極的に携わっていかなければならない。1999 年頃から各地の地方公共団体において制定されるようになった犯罪被害者支援条例も、大半は僅かな見舞金を支給するに止まり、最近の条例でも極めて包括的・抽象的な被害者支援の施策を定めているに過ぎない。地方公共団体が被害者支援を目的とした公共サービスを整備・拡充し、被害者総合相談、経済的支援（貸付・給付）、一時利用住居、生活支援などを提供すべく、その根拠となる総合的・具体的な犯罪被害者支援条例を制定することが望まれる。